

# 第56期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月18日（木曜日）  
午前10時

場所

富山県富山市総曲輪一丁目5番24  
TAMURA BUILDING 1階

※昨年の会場から変更となっております。

議決権行使期限

2020年6月17日（水曜日）  
午後5時40分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくこともご検討いただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

## 目次

第56期定時株主総会招集ご通知	2
招集ご通知提供書面	
事業報告	4
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33
株主総会参考書類	40
株主総会会場ご案内図	



日医工株式会社

NICHIKO

証券コード 4541

## 【重要なお知らせ】

### 第56期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた株主総会における当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### (1) 株主様へのお願い

- ・ 今回の株主総会につきましては、株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。
- ・ 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、ご来場をお控えいただくことをお勧めいたします。
- ・ 議決権の行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使が可能ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願いいたします。  
※議決権行使の方法につきましては、3頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

#### (2) ご来場される株主様へのお願い

- ・ 会場入り口にてサーモグラフィ等で体温を確認させていただきます。体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用や、アルコール消毒液の使用等、感染防止のための措置にご協力ください。
- ・ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

#### (3) 当社の対応について

- ・ 当社役員及び運営スタッフは、原則マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 受付や会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 株主総会の議事は、例年より短縮して行う予定です。
- ・ 密集とならないよう、会場内の座席は間隔を空けて配置するため、座席数が例年より少なくなっております。入場制限をさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。  
(総会会場についても昨年の会場から変更となっております。)
- ・ 感染防止及び株主様全体の公平性等への配慮から、ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合には、当社ウェブサイト (<https://www.nichiiko.co.jp/>) にてご案内いたしますので、ご確認くださいませよう願いたします。

株 主 各 位

富山市総曲輪一丁目6番21

**日医工株式会社**

代表取締役社長 田村友一

### 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、次頁のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年6月17日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県富山市総曲輪一丁目5番24  
TAMURA BUILDING 1階  
(今年の会場から変更となっております。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、58頁から59頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、2020年6月17日（水曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- (1) 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.nichiiko.co.jp/>)

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかながら企業収益や雇用・所得環境の改善が見られていたものの、2020年初頭からの新型コロナウイルスの急激な世界的感染拡大が雇用や投資、消費活動に大きな影響を与え、景気の減速懸念が高まる状況となっております。

後発医薬品業界におきましては、政府目標である「後発医薬品使用割合80%」の実現に向けた各種後発医薬品使用促進策が講じられ、2019年10～12月の後発医薬品使用割合は77.1%（日本ジェネリック製薬協会：ジェネリック医薬品シェア分析結果）まで高まってきております。一方で、2019年10月、2020年4月と短期間に薬価改定が2度実施され（2019年10月は消費税率引き上げに伴う改定）、さらに、今後は、これまで概ね2年に一度であった薬価改定が毎年実施されることとなっており、後発医薬品業界においては一層の収益力強化が求められる状況となっております。

このような状況下で当社は、2019年5月に第8次中期経営計画「NEXUS∞」（2020年3月期～2022年3月期）を策定し、グローバル総合ジェネリックメーカーへさらなる進化を遂げるべく『事業領域のさらなる深化／進化』『徹底したオペレーション最適化の追求』『グローバル水準の品質確保、競争力強化』『ESG活動を基盤としたライフサイエンス企業としての信頼確保』の4つの基本戦略の取り組みを進めております。

(単位：百万円)	2019年3月期	2020年3月期	増減
売上収益	166,592	190,076	+23,483
コア営業利益	13,320	8,020	▲5,300
税引前利益	8,903	7,396	▲1,506
親会社の所有者に帰属する当期利益	6,864	5,133	▲1,730
希薄化後1株当たり当期利益	114円4銭	80円14銭	▲33円90銭

※ 当社グループでは、経常的な収益性を示す指標として「コア営業利益」を採用しております。「コア営業利益」は営業利益から非経常的な要因による損益を除いて算出しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

売上収益は、日医工グループにおいて薬価改定の影響を受けたものの、エルメッド株式会社（以下、エルメッド）の連結子会社化による売上増加などにより、前年同期比234億83百万円の増収となりました。

コア営業利益は、増収による粗利増要因があったものの、薬価改定影響による粗利率の低下やSagent グループでの研究開発費増等の要因により、前年同期比53億円の減益となりました。

税引前利益は、持分法適用関連会社であったAprogen Inc. 株式の一部売却による売却益の計上（36億11百万円）や、同じくAprogen Inc. 株式の公正価値評価による評価益の計上（23億89百万円）はありましたが、コア営業利益が前年同期比減益であったことや、トラスツズマブバイオシミラー開発中止及び開発データ譲渡に伴う譲渡損失の計上（14億64百万円）、Sagent グループでの減損損失の計上（19億47百万円）、2020年4月の自主回収に伴う回収費用等の引当（15億80百万円）があったことなどにより、前年同期比15億6百万円の減益となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は上記要因などから前年同期比17億30百万円の減益となりました。

なお当社は、当連結会計年度より報告セグメント区分を変更しており、前年同期比較においては前年同期の数値を変更後のセグメント区分に読み替えた数値を用いて比較しております。セグメント区分は、「日医工グループ」「Sagent グループ」の2つのセグメント区分としており、「Sagent グループ」は、Sagent Pharmaceuticals, Inc.（以下、Sagent）及びその連結子会社で構成され、「日医工グループ」は、「Sagent グループ」を除いた会社にて構成されております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント利益には「コア営業利益」を採用しており、売上収益からも非経常的な要因は除外しております。

(単位：百万円)	日医工グループ			Sagent グループ		
	2019年3月期	2020年3月期	増減	2019年3月期	2020年3月期	増減
売上収益	131,076	155,288	+24,212	35,515	35,163	▲352
コア営業利益	11,745	6,980	▲4,764	1,575	1,040	▲535

(i) 日医工グループ

日医工グループにおいては、2019年4月にエルメッドを連結子会社とし、エルメッドの付加価値型製品をラインアップに加えるとともに、エーザイ株式会社（以下、エーザイ）との間で、当社製品の共同販促及びエーザイが取り組みを進めている統合パッケージ戦略における協業を開始しております。2019年9月には、エーザイとの間で、中国におけるジェネリック医薬品事業に関する包括提携契約を締結し、世界2位の市場規模を有する中国市場参入に向けた準備作業を進めております。

2019年11月には、お医者様専用のコミュニティサイト「MedPeer」、薬剤師様専用のコミュニティサイト「ヤクメド」を運営するメドピア株式会社（以下、メドピア）と業務提携し、メドピアのコミュニティサイトと当社のオウンドサイトを連携させた新しいジェネリック医薬品のデジタルマーケティング展開を目指した活動を行っております。

バイオシミラーにつきましては、2019年11月には、当社として2製品目となる「エタネルセプトBS皮下注「日医工」」の販売を開始するとともに、ベバシズマブバイオシミラーをmAbxience Research, S.L. からの

導入により2020年9月に国内承認申請すべく準備を進めております。

また当社はこれまでに10自治体と連携協定を締結し、健康・生命に関わる企業として、当社が培ってきた知見・ノウハウを活かして、社会・地域の課題解決に向けた取り組みを進めております。

当連結会計年度の日医工グループにおける業績は、エルメッド連結子会社化などによる増収や粗利増があったものの、2019年10月の薬価改定の影響による粗利率の低下などにより、セグメント利益は69億80百万円（前年同期比47億64百万円減）となりました。

(ii) Sagent グループ

Sagent グループにおいては、2019年9月に、Sagent の連結子会社であるOmega Laboratories Limited のモントリオール工場が当社グループでは2番目となるFDA認定を取得し、同じくFDA認定工場であるSagent・ローリー工場とともに、自社製造能力の拡充とそれに伴うコスト競争力・安定供給能力の強化及びグローバル水準の品質確保に向けた取り組みを進めております。

バイオシミラーについては引き続きインフリキシマブBSの米国での上市を目指し承認申請作業を進めております。

また、Sagent の連結子会社であるSterRx では、コンパウンド製剤のラインアップ拡充を図り、コンパウンドビジネスの拡大に向けた取り組みを進めております。

当連結会計年度のSagent グループの業績は、第2四半期後半に投入した新製品の販売が好調であることや、新型コロナウイルス関連製品の販売増などで年度前半での一部製品における製造委託先からの製品供給が滞ったことによる影響の過半をカバーし、セグメント利益は10億40百万円（前年同期比5億35百万円減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は84億5百万円ですが、次のとおり記載すべき事項はありません。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

記載すべき事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

記載すべき事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2018年3月にエーザイ株式会社と資本業務提携に関する戦略提携契約及び株式譲渡契約を締結しました。本契約に基づき、エーザイ株式会社の完全子会社であるエルメッドエーザイ株式会社の全株式を段階的に取得し、2019年4月に当社の完全子会社としました。エルメッドエーザイ株式会社は、同月エルメッド株式会社に商号を変更いたしました。



(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (2017年 3 月期)		第 54 期 (2018年 3 月期)	第 55 期 (2019年 3 月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益(百万円)	163,372	149,263	164,717	166,592	190,076
営業利益(百万円)	8,554	6,385	10,301	8,223	2,873
経常利益(百万円)	8,411	—	—	—	—
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円)	4,788	4,796	8,070	6,864	5,133
基本的 1 株当 り当期利益 (円)	84.09	84.24	143.19	115.46	80.42
資産合計(百万円)	270,890	268,900	278,364	306,838	336,819
資本合計(百万円)	87,580	83,171	87,542	116,323	117,170
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	1,552.67	1,478.45	1,550.65	1,825.00	1,811.50

- (注) 1. 基本的 1 株当たり当期利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1 株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき、算出しております。
2. 第54期より会社計算規則第120条第 1 項の規定により国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第53期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
3. 区分の名称はIFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的 1 株当たり当期利益」は「1 株当たり当期純利益」、「資産合計」は「総資産」、「資本合計」は「純資産」、「1 株当たり親会社所有者帰属持分」は「1 株当たり純資産額」となります。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ヤクハン製薬株式会社	60百万円	100.0%	医 薬 品 製 造 販 売
株式会社イーエムアイ	100百万円	100.0%	医 薬 品 等 安 全 性 検 査 受 託
株式会社日医工オオサカ	20百万円	100.0%	医 薬 品 販 売
エルメッド株式会社(注)	150百万円	100.0%	医 薬 品 研 究 開 発 、 製 造 販 売
Sagent Pharmaceuticals, Inc.	10米ドル	100.0%	医 薬 品 製 造 販 売
Omega Laboratories, Ltd.	1,321千カナダドル	100.0%	医 薬 品 製 造 販 売
Nichi-Iko(Thailand) Co., Ltd.	102百万バーツ	99.7%	医薬品薬事登録、輸入、販売及びマーケティング

(注) 当社は、2018年3月28日付で締結したエーザイ株式会社との資本業務提携に関する戦略提携契約及び株式譲渡契約に基づき、エーザイ株式会社の完全子会社であるエルメッドエーザイ株式会社の全株式を段階的に取得し、2019年4月1日に当社の完全子会社としました。またエルメッドエーザイ株式会社は、同日付でエルメッド株式会社に商号を変更いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

後発医薬品業界を巡る環境は、政府目標である2020年半ばまでの「後発医薬品使用割合80%」の実現に対し、2019年10～12月の後発医薬品使用割合は77.1%（日本ジェネリック製薬協会：ジェネリック医薬品シェア分析結果）まで高まる一方で、今後はこれまで概ね2年に一度であった薬価改定が毎年実施されることになるなど、大きく変動しています。

このような状況下で当社は、2019年5月に第8次中期経営計画「NEXUS∞」（2020年3月期～2022年3月期）を策定し、グローバル総合ジェネリックメーカーへさらなる進化を遂げるべく『事業領域のさらなる深化／進化』、『徹底したオペレーション最適化の追求』、『グローバル水準の品質確保、競争力強化』、『ESG活動を基盤としたライフサイエンス企業としての信頼確保』の4つの基本戦略の取り組みを進めております。

『事業領域のさらなる深化／進化』につきましては、ジェネリック医薬品・バイオシミラーのラインアップの拡充やメドピア株式会社との戦略的提携による患者様やそのご家族の行動変容に対応した新しいビジネスモデル創造を目指した新たな医療機関向けの共同事業に取り組むなどしております。

『徹底したオペレーション最適化の追求』につきましては、エルメッドとの統合効果のさらなる実現・PMP8（Profit Management Plan8）によるコスト管理の徹底などを進めております。

『グローバル水準の品質確保、競争力強化』につきましては、当社の品質方針「医薬品に関する法令を遵守し、かつ世界の患者様、薬剤師様、お医者様、卸売業者の方々、製薬企業の方々の期待を理解し、その期待に応えるジェネリック医薬品の製造および販売を行うことを約束いたします」のもと、超品質と安定供給に努めております。

『ESG活動を基盤としたライフサイエンス企業としての信頼確保』につきましては、健康・生命に関わる企業としてこれまで培ってきた知見・ノウハウを活用し、社会・地域の課題解決に向け相互に連携協力すべく、各地方自治体と包括的連携契約を締結し推し進めております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、医薬品、医薬部外品等の製造、販売を事業として行っております。

なお、当社グループの主要製品群は次のとおりであります。

- ・医療用医薬品（循環器官用薬、消化器官用薬、抗生物質製剤、呼吸器官用薬、中枢・末梢神経系用薬、他）、医療用消毒薬等

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本社：富山県富山市 富山第一工場：富山県滑川市 愛知工場：愛知県春日井市 山形工場：山形県天童市 開発品質管理センター：富山県滑川市 東日本物流センター：埼玉県久喜市 北海道物流センター：北海道北広島市 仙台支店：仙台市青葉区 東京第一支店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 大阪支店：大阪市西区 福岡支店：福岡市博多区	東京本社：東京都中央区 富山第二工場：富山県滑川市 埼玉工場：さいたま市西区 静岡工場：静岡県富士市 日医工物流センター：富山県滑川市 西日本物流センター：神戸市西区 札幌支店：北海道北広島市 関東支店：さいたま市大宮区 東京第二支店：さいたま市大宮区 京滋北陸支店：京都市伏見区 広島支店：広島市中区
ヤクハン製薬株式会社	本社：北海道北広島市	北海道工場：北海道北広島市
株式会社イーエムアイ	本社：大阪市西区	
株式会社日医工オオサカ	本社：大阪府東大阪市	
エルメッド株式会社	本社：富山県富山市	
Sagent Pharmaceuticals, Inc.	アメリカ イリノイ州	ローリー工場：アメリカ ノースカロライナ州
Omega Laboratories, Ltd.	カナダ モントリオール	モントリオール工場：カナダ モントリオール
Nichi-Iko(Thailand)Co., Ltd.	タイ バンコク	

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,954 (685) 名	381名増 (9名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び期間契約の従業員は ( ) 内に期末人員を外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末と比べて使用人数が381名増加しておりますが、その主な要因は、エルメッド株式会社の連結子会社化(2019年4月)、連結子会社であるSagent Pharmaceuticals, Inc. のローリー工場取得 (2019年2月) 及びSterRx, LLC. の連結子会社化 (2019年7月) によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,172 (647) 名	62名増 (10名減)	40.3歳	13.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び期間契約の従業員は ( ) 内に期末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	36,292百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	20,109百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	16,672百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 93,500,000株
- ② 発行済株式の総数 65,162,652株
- ③ 株主数 34,690名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T A M U R A	4,552千株	7.09%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,831千株	4.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,582千株	4.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,499千株	3.89%
株 式 会 社 拓	2,122千株	3.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,813千株	2.82%
田 村 友 一	1,790千株	2.79%
ニ プ ロ 株 式 会 社	1,321千株	2.06%
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	1,208千株	1.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,152千株	1.80%

(注) 1. 持株比率は自己株式（954,517株）を控除して算出しております。

2. 株式会社拓は株式会社TAMURAの完全子会社であります。

### ⑤ その他の株式に関する事項

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「インセンティブ・プラン」といいます。）を2016年11月より再導入しております。インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」（以下「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。なお、当事業年度末に従持信託が所有する当社株式数268,300株は本項における自己株式に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権 の数	取締役の 保有者数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権1個 当たりの払込 金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	権利行使期間	行使の条件 について
2012年度新株予約権 (2012年7月18日)	2012年 6月22日	1,165個	4名	普通株式 11,650株	1個当たり 15,810円(注)1	1株当たり 1円	2012年7月19日から 2042年7月18日まで	(注)2
2013年度新株予約権 (2013年7月18日)	2013年 6月21日	870個	4名	普通株式 8,700株	1個当たり 21,470円(注)1	1株当たり 1円	2013年7月19日から 2043年7月18日まで	(注)2
2014年度新株予約権 (2014年7月15日)	2014年 6月20日	1,347個	4名	普通株式 13,470株	1個当たり 13,260円(注)1	1株当たり 1円	2014年7月16日から 2044年7月15日まで	(注)2
2015年度新株予約権 (2015年7月14日)	2015年 6月19日	649個	5名	普通株式 6,490株	1個当たり 34,170円(注)1	1株当たり 1円	2015年7月15日から 2045年7月14日まで	(注)2
2016年度新株予約権 (2016年7月12日)	2016年 6月17日	995個	5名	普通株式 9,950株	1個当たり 18,660円(注)1	1株当たり 1円	2016年7月13日から 2046年7月12日まで	(注)2
2017年度新株予約権 (2017年7月11日)	2017年 6月16日	1,461個	5名	普通株式 14,610株	1個当たり 16,740円(注)1	1株当たり 1円	2017年7月12日から 2047年7月11日まで	(注)2
2018年度新株予約権 (2018年7月10日)	2018年 6月15日	1,863個	5名	普通株式 18,630株	1個当たり 15,100円(注)1	1株当たり 1円	2018年7月11日から 2048年7月10日まで	(注)2
2019年度新株予約権 (2019年7月22日)	2019年 6月21日	2,812個	5名	普通株式 28,120株	1個当たり 11,330円(注)1	1株当たり 1円	2019年7月23日から 2049年7月22日まで	(注)2

- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
2. 行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。
3. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権 の数	交付状況 (当社使用人)	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権1個 当たりの払込 金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	権利行使期間	行使の条件 について
2019年度新株予約権 (2019年7月22日)	2019年 6月21日	819個	16名	普通株式 8,190株	1個当たり 11,330円(注)1	1株当たり 1円	2019年7月23日から 2049年7月22日まで	(注)2

- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
2. 行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。

③ その他新株予約権等に関する重要事項

当社は、2018年5月8日に発行した第9回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）につきまして、2019年7月22日に残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを、2019年7月5日開催の取締役会で決議し、2019年7月22日に本新株予約権を取得及び消却いたしました。

取得及び消却する 新株予約権の名称	取得及び消却する 新株予約権の数	取得日及び消却日	取得価額	消却後に残存する 新株予約権の数
第9回新株予約権	41,500個	2019年 7月22日	19,505,000円 (1個につき470円)	0個



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田村友一	
取締役副社長	赤根賢治	CSR・ESG・ビジネス創造担当
取締役専務	稲坂登	利益・資産管理担当
取締役	吉川隆弘	サプライチェーン・BSマネジメント担当
取締役	川岸浩	超品質・安定供給担当
取締役	高木繁雄	富山商工会議所会頭、株式会社北陸銀行特別参与 北陸電力株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役
取締役	酒井秀紀	富山大学薬学部長 富山大学学術研究部薬学・和漢系教授 富山大学学術研究部薬学・和漢系長
取締役	今村元	今村法律事務所代表 弁護士 田中精密工業株式会社社外取締役
取締役	種部恭子	内閣府男女共同参画会議重点方針専門調査会委員 公益社団法人富山県医師会常任理事 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事、富山県議会議員 医療法人社団藤聖会女性クリニックWe 富山代表
常勤監査役	石瀬徹	
常勤監査役	金剛寺敏則	
監査役	堀仁志	堀税理士法人代表社員 公認会計士、税理士 ダイト株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	佐藤孝	公認会計士佐藤孝事務所長 公認会計士、税理士 岐阜信用金庫員外監事 中部鋼鉄株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 川岸 浩氏は、2019年6月21日開催の第55期定時株主総会において選任され、就任いたしました。  
 2. 2019年6月21日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 杉 好人氏は辞任により退任いたしました。  
 3. 常勤監査役 金剛寺 敏則氏は2019年6月21日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任し、同定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。  
 4. 取締役 高木 繁雄、酒井 秀紀、今村 元及び種部 恭子の各氏は社外取締役であります。  
 5. 監査役 堀 仁志及び佐藤 孝の両氏は社外監査役であります。  
 6. 監査役 堀 仁志及び佐藤 孝の両氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 当社は、取締役 高木 繁雄、酒井 秀紀、今村 元及び種部 恭子、監査役 堀 仁志及び佐藤 孝の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

8. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	日 付	変 更 前	変 更 後
赤 根 賢 治	2019年4月1日	取締役副社長執行役員 コンプライアンス・内部監査統括室担当	取締役副社長執行役員 社長室担当
	2019年5月13日	取締役副社長執行役員 社長室担当	取締役副社長 CSR・ESG・ビジネス創造担当
稲 坂 登	2019年5月13日	取締役専務執行役員 管理本部長	取締役専務 利益・資産管理担当
吉 川 隆 弘	2019年5月13日	取締役常務執行役員 調達本部長	取締役 サプライチェーン・BSマネジメント担当
金 剛 寺 敏 則	2019年4月1日	取締役 エルメッドエーザイ株式会社取締役[出向]	取締役 コンプライアンス・内部監査統括室担当
	2019年6月21日	取締役 コンプライアンス・内部監査統括室担当	常勤監査役

9. 当事業年度末日後における取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	日 付	変 更 前	変 更 後
吉 川 隆 弘	2020年4月1日	取締役 サプライチェーン・BSマネジメント担当	代表取締役 サプライチェーン・BSマネジメント担当

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	238百万円
監 査 役	5名	34百万円
合 計 (うち社外役員)	15名 (6名)	273百万円 (27百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年2月27日開催の第42期定時株主総会決議において年額300百万円以内と決議いただいております。また別枠で、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額は、2016年6月17日開催の第52期定時株主総会において、短期株式報酬型ストック・オプション報酬額として連結当期純利益の1.5%以内（百万円未満切り捨て）、2012年2月28日開催の第47期定時株主総会において、長期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額100百万円を上限とすることをそれぞれ決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年2月27日開催の第42期定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の支給人員及び支給額には、2019年6月21日開催の第55期定時株主総会をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 2019年6月21日開催の第55期定時株主総会をもって取締役を退任し監査役に就任した金剛寺 敏則については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めており、員数については重複していません。
5. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役5名 31百万円

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職の状況ならびに当社と当該兼職先との関係

- ・取締役 高木 繁雄氏は、富山商工会議所会頭、株式会社北陸銀行特別参与、北陸電力株式会社社外取締役、セーレン株式会社社外監査役及び川田テクノロジーズ株式会社社外監査役であります。株式会社北陸銀行は当社の主要な借入先及び大株主であります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 酒井 秀紀氏は、富山大学薬学部長、富山大学学術研究部薬学・和漢系教授及び富山大学学術研究部薬学・和漢系長であります。当社は富山大学に寄付を31百万円行っております。
- ・取締役 今村 元氏は、今村法律事務所代表及び田中精密工業株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 種部 恭子氏は、内閣府男女共同参画会議重点方針専門調査会委員、公益社団法人富山県医師会常任理事、公益社団法人日本産婦人科医会常務理事、医療法人社団藤聖会女性クリニックWe富山代表及び富山県議会議員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 堀 仁志氏は、堀税理士法人代表社員及びダイト株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と堀税理士法人との間には特別の関係はありません。なお、当社とダイト株式会社との間には製品仕入等の取引があります。
- ・監査役 佐藤 孝氏は、公認会計士佐藤孝事務所所長、岐阜信用金庫員外監事及び中部鋼板株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	高 木 繁 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しており、豊富な経験と高い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
取 締 役	酒 井 秀 紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しており、専門知識と見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
取 締 役	今 村 元	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しており、豊富な経験と高い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
取 締 役	種 部 恭 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しており、医療業界における高度な専門知識・見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
監 査 役	堀 仁 志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席しており、公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。
監 査 役	佐 藤 孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席しており、公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人  
② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が8百万円あります。
4. 当社の重要な子会社のうち、Sagent Pharmaceuticals, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
- ③ 非監査業務の内容  
当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、財務・税務デューデリジェンス支援業務等の対価を支払っております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要な体制について整備を図っています。

#### 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

コンプライアンス体制の基礎として、日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程を制定し、法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。それを具現化するため、代表取締役社長を委員長、取締役・各本部長等を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役が委員長を務め、日医工グループを横断的にコンプライアンス上の問題点の把握、分析、対策実施に努め、規則・ガイドライン等の整備及び研修を実施する。

各本部・子会社においてコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告することになっており、コンプライアンス委員会は合わせて内部通報制度による情報の確保にも努め、報告内容を調査し、再発防止策を各業務部門と協議の上、決定し全社的に再発防止策を実施させ、リスク管理委員会、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

コンプライアンス担当取締役、監査役会、コンプライアンス推進室、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

#### 2) その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

##### i) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。必要に応じて、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規定に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

##### ii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、日医工グループリスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長、取締役・各本部長等を委員とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理基本方針に基づき、グループ事業の推進・拡大及び企業価値に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、リスク管理体制やリスク管理の一連のプロセスの構築を通じて経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定し、適切な対策を実施することにより、事業の継続的・安定的発展を確保する。

iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を各業務担当取締役が決定し、事業活動を行う。ITを有効活用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備する。

iv) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」に関する基本方針を準用する。

v) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社が設置した内部統制委員会は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備する。当社取締役、執行役員、部長及び子会社の代表は、各部門の業務執行の適正を確保する内部体制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会及び各部門の責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用にあたる。

また、内部監査室は内部統制の有効性を評価し、不備の評価結果に対しては是正に関する提言を行うとともに、是正結果を含めて取締役会に報告する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係資料等の提出を求める。
- ・当社は、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するための子会社会議を開催する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループのリスク管理について定める日医工グループリスク管理規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループのリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度の当社グループの経営計画や予算等を定める。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「日医工グループ企業行動憲章」「日医工グループ役員・社員行動基準」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるよう当社グループの全ての役職員に周知徹底する体制を整備させる。

- ・当社は、当社グループの役職員に対して年1回のコンプライアンス研修を行い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報体制を整備する。
- vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、職務を補助するため、専任の使用人を置く。使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。
- vii) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、業務補助に従事する使用人は、監査役より指示された監査業務の実施に関して、取締役の指揮命令系統から独立している。
- viii) 監査役が職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、監査役が職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ix) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
  - イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度規程による通報状況及びその内容を定期的に報告する。
  - ロ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
    - ・子会社の役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
    - ・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社管理担当部門へ報告を行うか、又は内部通報担当部門に通報する。
    - ・当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の担当部門は、定期的に当社監査役に子会社における現状を報告する。
    - ・内部通報担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をした上で、定期的に当社取締役、監査役に対して報告する。
- x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- xi) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- xii) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。



② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) 当社及び子会社等のコンプライアンス

- ・日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程等に沿った適正な業務遂行のために、当社グループの役職員に対してコンプライアンス研修を年1回実施しています。またコンプライアンスに関わる情報を定期的にグループ内に配信し、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。
- ・内部通報については、問題の早期発見、是正を図るために定期的に開催されるコンプライアンス委員会で報告しています。

2) 当社及び子会社等のリスク管理

- ・リスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループの状況確認と対策実施を行っています。
- ・リスク管理委員会においては、経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し見直ししております。その中で優先順位をもって委員会・プロジェクトチームを設ける等、リスクに対応した適切な対策を実施しています。
- ・当社グループの情報セキュリティ対策を進めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定しており、防災ハンドブックを作成、役職員に配布しています。

3) 監査役の監査体制

- ・監査役は全員が取締役会に出席し、さらに代表取締役社長との定期会合や会計監査人及び内部監査部門との意見交換を行います。
- ・常勤監査役が毎週開催される経営会議やその他重要な会議への出席及び稟議書類等の重要書類を閲覧し、毎月1回開催する監査役会に報告することで取締役の職務の執行の監査を行うとともに、当社グループの取締役や使用人からのヒアリングを通じてグループの内部統制システム全般のモニタリングを行っております。
- ・当社では監査役の職務を補助すべき使用人を1名配置しております。

4) 指名委員会、報酬委員会の設置

- ・当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を図るべく、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置することを決議しました。
- ・指名委員会及び報酬委員会は、取締役の選任・解任、報酬決定等に関し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、経営の透明性確保に資することを目的として設置するものです。
- ・指名委員会は、取締役の選任、代表取締役、役付取締役の選定及び解任等を審議し、取締役会に提言します。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬内容決定に関する方針及び報酬額に関して審議し、取締役会に提言します。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2017年6月16日開催の第53期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

### ① 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### ② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、かねてより企業価値向上に向けての中期経営計画策定やコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同の利益を向上させるための取組みにより体制構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

当社グループは「我々は、我々のジェネリック医薬品が世界の患者様とそのご家族・薬剤師様・お医者様・卸売業者の方々・製薬企業の方々に必要とされ、提供し続ける為に自ら存続する努力を行い、ジェネリックメーカーとして世界で卓越する。」をミッション・ステートメントとし、経営の自律性を高め、長期的・持続的に株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーとの適切な関係を維持し、説明責任を果た

していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役及び社外監査役の選任や東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届出を行うなど客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合するための体制ならびにその他株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しております。また、取締役の選任、代表取締役、役付取締役の選定及び解任等を審議する指名委員会及び取締役の報酬内容決定に関する方針及び報酬額等を審議する報酬委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を図っております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

こうした取組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それが当社の株式の価値に適正に反映される結果、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になり、上記①の基本方針の内容の実現に資するものと考えております。

ジェネリック医薬品市場を取巻く環境が大きく変化する中、国民の皆様性に優れ品質の高い医療用医薬品を提供し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくことによって、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしていきたいと考えております。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間も十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の i) 若しくは ii) に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.nichiiko.co.jp/company/press/files/4541\\_20170510\\_03.pdf](https://www.nichiiko.co.jp/company/press/files/4541_20170510_03.pdf) (2017年5月10日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」)

④ 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、2017年6月16日開催の第53期定時株主総会において出席株主の皆様のご意見の過半数のご賛同を得て承認可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、2020年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっています。

2) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止できるものとされており、従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)ではありません。

3) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために導入されるものです。

5) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(注) 当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、2020年6月18日開催予定の当社第56期定時株主総会の終結の時を有効期限とする本プランを継続せずに廃止することを決議いたしました。

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、2008年2月28日開催の当社第43期定時株主総会において初めて議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただいて以降、本プランを継続してまいりました。

当社は、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策に関する動向及びコーポレートガバナンス・コードの浸透など、外部の環境変化を注視してまいりましたが、本プランの継続の必要性について慎重に検討を重ねた結果、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プラン廃止後も引き続き、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるため、当社株式の大規模買付行為の提案があった場合には株主の皆様がご判断されるために必要な情報を収集し、適時適切な情報を開示し、株主の皆様がご検討されるための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、内部留保の確保に留意して財務体質の改善強化を進めるとともに、株主の皆様への適切な利益還元を継続することを利益配分の基本方針としております。このため、内部留保資金を有効活用して、医薬品の開発や新市場の開拓そして安定供給のための設備投資に重点的に充当するとともに、業績に応じた利益配分を実施しております。

また、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

# 連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>164,708</b>	<b>流動負債</b>	<b>122,690</b>
現金及び現金同等物	42,944	仕入債務及びその他の債務	61,750
売上債権及びその他の債権	39,923	借入金	46,747
棚卸資産	78,127	その他の金融負債	1,722
その他の金融資産	425	未払法人所得税	214
その他の流動資産	3,287	返金負債	3,270
<b>非流動資産</b>	<b>172,110</b>	契約負債	116
有形固定資産	59,201	その他の流動負債	8,868
のれん	44,322	<b>非流動負債</b>	<b>96,958</b>
無形資産	56,607	借入金	87,045
持分法で会計処理されている投資	2,066	その他の金融負債	2,257
その他の金融資産	7,925	退職給付に係る負債	945
繰延税金資産	10	引当金	81
その他の非流動資産	1,975	返金負債	95
		契約負債	748
		繰延税金負債	4,521
		その他の非流動負債	1,262
		<b>負債合計</b>	<b>219,648</b>
		<b>資 本</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	115,826
		資本金	23,360
		資本剰余金	21,896
		その他の資本性金融商品	9,918
		自己株式	△2,562
		利益剰余金	57,365
		その他の資本の構成要素	5,848
		<b>非支配持分</b>	<b>1,343</b>
		<b>資本合計</b>	<b>117,170</b>
<b>資産合計</b>	<b>336,819</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>336,819</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（ 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで ）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	190,076
売上原価	152,756
売上総利益	37,319
販売費及び一般管理費	25,614
研究開発費	4,261
その他の営業収益	303
その他の営業費用	4,873
営業利益	2,873
金融収益	111
金融費用	1,809
その他の収益	6,426
その他の費用	185
持分法による投資損益	△19
税引前利益	7,396
法人所得税費用	2,479
当期利益	4,917
当期利益の帰属	
親会社の所有者	5,133
非支配持分	△216
当期利益	4,917

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>流動資産</b>	<b>144,252</b>	<b>流動負債</b>	<b>111,046</b>
現金及び預り金	40,667	支払手形	431
受取手形	1,505	電子記録債権	23,635
電子記録債権	3,051	買掛金	27,393
商品及び製品	25,382	短期借入金	24,200
仕掛品	36,072	1年内返済予定の長期借入金	8,787
材料及び貯蔵品	10,223	リース債権	866
材料及び貯蔵品	22,066	未払金	11,351
前払費用	1,738	未払法人税等	1,340
関係会社短期貸付金	307	未払法人税等	94
未収消費税	1,398	預り金	3,051
未収消費税	698	関係会社預り金	7,994
倒引当金	1,509	返品調整引当金	546
倒引当金	△368	賞与引当金	907
<b>固定資産</b>	<b>160,084</b>	<b>固定負債</b>	<b>98,092</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>47,739</b>	長期借入金	96,195
建物	21,757	リース負債	951
構築物	1,259	再評価に係る繰延税金負債	219
機械及び装置	10,609	退職給付引当金	548
車両及び運搬具	42	返品調整引当金	95
工具器具及び備品	2,198	資産除去債	54
土地	6,103	その他	27
一設仮勘定	1,578	<b>負債合計</b>	<b>209,138</b>
建物	4,192	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>4,607</b>	<b>株主資本</b>	<b>94,616</b>
ソフトウェア	4,607	資本金	23,360
電話加入権	19	資本剰余金	21,896
電話加入権	106	資本準備金	21,896
製造販売権	1,134	利益剰余金	51,922
無形固定資産	2,402	利益準備金	366
無形固定資産	4	その他利益剰余金	51,556
無形固定資産	4	別途積立金	49,550
<b>投資その他の資産</b>	<b>107,737</b>	繰越利益剰余金	2,006
投資有価証券	2,725	<b>自己株式</b>	<b>△2,562</b>
関係会社株	92,983	評価・換算差額等	307
関係会社長期貸付金	204	その他有価証券評価差額金	△25
関係会社長期貸付金	6,959	土地再評価差額金	333
関係会社前払費用	92	<b>新株予約権</b>	<b>274</b>
関係会社前払費用	92	<b>純資産合計</b>	<b>95,198</b>
繰延税金	2,169	<b>負債純資産合計</b>	<b>304,336</b>
繰延税金	2,614		
倒引当金	△12		
<b>資産合計</b>	<b>304,336</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		183,945
売上原価		129,317
売上総利益		54,627
返品調整引当金繰入額		385
差引売上総利益		54,242
販売費及び一般管理費		55,131
営業利益		△889
営業外収益		
受取利息	133	
受取配当金	73	
その他	506	713
営業外費用		
支払利息	808	
支払手数料	29	
売上債権売却損	254	
為替差損	654	
その他	613	2,361
経常利益		△2,537
特別利益		
関係会社株式売却益	4,660	
関係会社事業損失引当金戻入額	169	
その他	214	5,044
特別損失		
固定資産処分損	86	
関係会社株式評価損	325	
統合関連費用	140	
その他	97	648
税引前当期純利益		1,858
法人税、住民税及び事業税	1,120	
法人税等調整額	△667	452
当期純利益		1,406

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日医工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷 秋 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 眞 弘 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日医工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日医工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含

まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の

結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日医工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋洋 ④  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞弘 ④  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日医工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

日医工株式会社 監査役会

常勤監査役 石 瀬 徹 ④

常勤監査役 金剛寺 敏 則 ④

社外監査役 堀 仁 志 ④

社外監査役 佐 藤 孝 ④

以 上

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、内部留保の確保に留意して財務体質の改善強化を進めるとともに、株主の皆様への適切な利益還元を継続することを利益配分の基本方針としております。このため、内部留保資金を有効活用して、医薬品の開発や新市場の開拓そして安定供給のための設備投資に重点的に充当するとともに、業績に応じた利益配分を実施しております。

なお、剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき以下のとおりにしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額 963,122,025円

中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、当社普通株式1株につき金30円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の整備等や、その他の字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="306 193 644 217">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="220 263 288 287">(員数)</p> <p data-bbox="207 297 697 322">第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p data-bbox="427 367 520 391">(新 設)</p> <p data-bbox="220 470 337 494">(選任方法)</p> <p data-bbox="207 505 721 529">第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="247 609 742 737">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="247 749 742 805">3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="220 851 288 875">(任期)</p> <p data-bbox="207 886 742 981">第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="247 1026 742 1117">2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="427 1162 520 1186">(新 設)</p>	<p data-bbox="863 193 1200 217">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="777 263 845 287">(員数)</p> <p data-bbox="763 297 1301 353">第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p data-bbox="805 367 1301 423">2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</p> <p data-bbox="777 470 893 494">(選任方法)</p> <p data-bbox="763 505 1301 600">第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="805 609 1112 633">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="805 749 1112 774">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="777 851 845 875">(任期)</p> <p data-bbox="763 886 1301 1014">第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="805 1026 1301 1155">2. 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="805 1167 1301 1295">3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、<u>取締役専務</u>および<u>取締役常務</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	(削 除)
	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日</u> <u>前までに各監査等委員に対して発する。た</u> <u>だし、緊急の必要があるときは、この期間</u> <u>を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集</u> <u>の手続きを経ないで監査等委員会を開催する</u> <u>ことができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令また</u> <u>は本定款のほか、監査等委員会において定</u> <u>める監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
第37条～第39条 (条文省略)	第33条～第35条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、第56期定時株主総会終結前の</u> <u>行為に関する会社法第423条第1項所定の</u> <u>監査役(監査役であった者を含む。)の損</u> <u>害賠償責任を、法令の限度において、取締</u> <u>役会の決議によって免除することができる。</u>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位等	取締役会出席率
1	田村友一 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長	100%
2	よし吉 かわ川 たか隆 ひろ弘 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役	100%
3	あか赤 ね根 けん賢 じ治 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役副社長	100%
4	いな稲 さか坂 のぼる登 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役専務	100%
5	かわ川 ぎし岸 ひろし浩 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役	100%
6	たか高 ぎ木 しげ繁 お雄 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #333333; color: white; padding: 2px;">独立</span>	92.3%
7	さか酒 い井 ひで秀 き紀 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #333333; color: white; padding: 2px;">独立</span>	100%
8	いま今 むら村 はじめ元 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #333333; color: white; padding: 2px;">独立</span>	100%
9	たね種 べ部 きょう恭 こ子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #333333; color: white; padding: 2px;">独立</span>	92.3%



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たむらゆういち 田村友一 (1962年7月2日生) <b>再任</b>	1989年4月 当社入社 1990年2月 当社取締役経営企画室長 1992年2月 当社取締役営業本部担当兼経営企画室長兼東京管理部長 1994年2月 当社代表取締役専務営業本部担当兼経営企画室担当 2000年2月 当社代表取締役社長(現任)	1,803,834株
	(取締役候補者とした理由等) 2000年以来、当社の代表取締役社長として当社グループ全体の経営の指揮を執り、中長期ビジョンと強いリーダーシップをもって当社グループを牽引し、当社企業価値の向上に継続的に寄与しております。今後も同氏が有するジェネリック医薬品業界の幅広い知見と豊富な経験、高い見識、強いリーダーシップ等が当社の経営に必要であると判断し、取締役候補者いたしました。		
2	よしかわたかひろ 吉川隆弘 (1952年3月8日生) <b>再任</b>	1975年4月 住友商事株式会社入社 2005年4月 同社理事ライフサイエンス本部長 2010年10月 当社入社 2010年10月 当社執行役員流通安定推進本部副本部長 2010年12月 当社上席執行役員企画本部長 2011年2月 当社常務執行役員企画本部長 2011年12月 当社常務執行役員開発・企画本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員開発・企画本部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員調達本部長 2019年5月 当社取締役サプライチェーン・BSマネジメント担当 2020年4月 当社代表取締役サプライチェーン・BSマネジメント担当(現任)	33,992株
	(取締役候補者とした理由等) 総合商社において海外法人等の要職を歴任し、薬学に関する幅広い知見、高度な専門性と経営に関する高い見識を有しております。2010年の入社以来、流通安定推進本部、開発・企画本部、調達本部の業務に従事しており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。		
3	あかねけんじ 赤根賢治 (1953年8月5日生) <b>再任</b>	1976年4月 株式会社北陸銀行入行 2005年6月 同行金融公金部長 2006年9月 当社入社 2006年12月 当社執行役員総務部長 2008年12月 当社執行役員管理本部長兼財務部長 2009年2月 当社取締役管理本部長兼財務部長 2011年2月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2011年12月 当社取締役専務執行役員経営全般担当兼内部監査担当 2013年4月 当社取締役専務執行役員社長室担当兼内部監査担当 2017年4月 当社取締役専務執行役員社長室担当兼コンプライアンス・内部監査統括室担当 2018年4月 当社取締役副社長執行役員コンプライアンス・内部監査統括室担当 2019年4月 当社取締役副社長執行役員社長室担当 2019年5月 当社取締役副社長CSR・ESG・ビジネス創造担当(現任)	58,224株
	(取締役候補者とした理由等) 長年金融機関で培った豊富な経験と高度な専門性及び経営に関する高い見識を有しております。2006年の入社以来、管理本部、社長室、コンプライアンス・内部監査統括室の業務に従事しており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	いな かのぼる 稲 坂 登 (1955年12月18日生) 再任	1978年3月 当社入社 2001年12月 当社業務部長 2005年12月 オリエンタル薬品工業株式会社代表取締役 [出向] 2008年1月 当社執行役員業務部長 2008年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼業務部長 2009年5月 当社上席執行役員購買部長 2009年12月 当社上席執行役員財務部長 2011年12月 当社常務執行役員管理本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2018年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2019年5月 当社取締役専務利益・資産管理担当 (現任)	27,663 株
		(取締役候補者とした理由等) 当社の管理本部、営業本部、生産本部の業務に従事しており、ジェネリック医薬品業界の幅広い知見と豊富な経験、経営に関する高い見識を有しております。当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。	
5	かわ ひろし 川 岸 浩 (1958年11月12日生) 再任	1979年4月 当社入社 2003年12月 当社滑川工場生産第一部長 2005年12月 当社滑川工場長兼生産第一部長 2010年12月 当社執行役員生産本部滑川工場長兼生産第一部長 2013年2月 当社執行役員生産本部副本部長兼富山工場長 2014年6月 当社執行役員日医工ファーマテック株式会社生産統括室長 [出向] 2015年4月 当社常務執行役員生産本部長 2019年5月 当社上席執行役員超品質・安定供給担当 2019年6月 当社取締役超品質・安定供給担当 (現任)	13,372 株
		(取締役候補者とした理由等) 当社の生産本部の業務に長年従事しており、ジェネリック医薬品業界の幅広い知見、豊富な経験を有しております。当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p>たか ぎ しげ お 雄 高 木 繁 雄 (1948年4月2日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1971年4月 株式会社北陸銀行入行 1998年6月 同行取締役 2002年6月 同行代表取締役頭取 2003年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ(現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)代表取締役社長 2011年2月 当社社外取締役(現任) 2013年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 2013年11月 富山商工会議所会頭(現任) 2016年7月 株式会社北陸銀行特別参与(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 富山商工会議所会頭 株式会社北陸銀行特別参与 北陸電力株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジー株式会社社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由等) 長年金融機関で要職を歴任、また2013年から富山商工会議所会頭を務めるなど公的な立場から地域経済ならびに企業の発展に尽力されております。企業経営者として培った経営に関する幅広い知識・経験、また、商工会議所会頭としての見識と公共性、客観的立場から経営全般への助言を行う社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	15,898 株
7	<p>さか い ひで き 紀 酒 井 秀 紀 (1962年9月19日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1992年4月 日本学術振興会特別研究員 1992年8月 富山医科薬科大学助手 1996年9月 文部省長期在外研究員 1998年5月 富山医科薬科大学助教授 2005年2月 富山医科薬科大学薬学部教授 2006年4月 富山大学大学院医学薬学研究部教授 2013年10月 富山大学薬学部副学部長 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 富山大学大学院医学薬学研究部部長 2018年4月 富山大学薬学部長(現任) 2019年10月 富山大学学術研究部薬学・和漢系教授(現任) 2019年10月 富山大学学術研究部薬学・和漢系長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 富山大学薬学部長 富山大学学術研究部薬学・和漢系教授 富山大学学術研究部薬学・和漢系長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由等) 大学教授として培った薬学に関する高度な専門知識・見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記により社外取締役としてその職務を誠実に遂行していただけるものと判断しております。</p>	一 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	<p>いまむら  はじめ 今村元 (1955年11月19日生)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1984年4月 富山県弁護士会登録 1994年2月 当社社外監査役 1998年1月 今村法律事務所代表(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 今村法律事務所代表 弁護士 田中精密工業株式会社社外取締役</p>	<p>－株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由等)</p> <p>当社の社外監査役在任期間において、弁護士としての法務に関する豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後もその豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			
9	<p>たねべ きょうこ 種部恭子 (1964年10月14日生)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1990年6月 富山医科薬科大学医学部附属病院医員 1991年2月 恩賜財団母子愛育会愛育病院産婦人科医師 1992年2月 厚生連糸魚川総合病院産婦人科医師 1992年4月 黒部市民病院産婦人科医師 1998年4月 富山医科薬科大学医学部産科婦人科学助手 2001年4月 富山医科薬科大学附属病院産科婦人科外来医長 2003年4月 富山県済生会富山病院産婦人科医長 2006年7月 医療法人社団藤聖会女性クリニックW e 富山院長 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年1月 医療法人社団藤聖会女性クリニックW e 富山代表(現任) 2019年4月 富山県議会議員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 内閣府男女共同参画会議重点方針針専門調査会委員 公益社団法人富山県医師会常任理事 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事 医療法人社団藤聖会女性クリニックW e 富山代表 富山県議会議員</p>	<p>－株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由等)</p> <p>医師としての医療業界における高度な専門知識・見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 高木 繁雄、酒井 秀紀、今村 元及び種部 恭子の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 高木 繁雄氏は、2013年6月に当社の主要な借入先及び大株主である株式会社北陸銀行（特定関係事業者）の代表取締役頭取を退任し、同行特別顧問に就任、2016年7月には特別参与に就任しておりますが、高木 繁雄氏個人と当社との間に直接利害関係を有するものではありません。
- なお、他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高木 繁雄、酒井 秀紀、今村 元及び種部 恭子の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高木 繁雄氏が9年4ヶ月、酒井 秀紀氏が6年、今村 元氏が3年（同氏の社外監査役在任期間は2017年6月までの23年4ヶ月）、種部 恭子氏が2年となります。なお、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。各氏の再任が承認された場合は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 各取締役候補者の所有する当社株式数には、当社持株会における本人の持分を含めております。
5. 当社は、高木 繁雄、酒井 秀紀、今村 元及び種部 恭子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>こんごうじとしのり 金剛寺敏則 (1951年11月7日生)</p> <p><b>新任</b></p>	<p>1971年5月 当社入社 1998年1月 当社財務部長 2001年12月 当社執行役員財務部長 2004年2月 当社取締役財務担当兼財務部長 2007年6月 当社取締役経営管理部門長 2008年12月 当社常務取締役グループ管理担当 2009年10月 当社常務取締役営業本部担当 2010年6月 当社専務取締役営業本部長 2011年2月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2014年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部統括担当兼営業本部長 2016年5月 当社代表取締役専務執行役員営業本部統括担当 2017年4月 当社代表取締役専務執行役員営業担当 2018年4月 当社取締役 2018年4月 エルメッドエーザイ株式会社取締役〔出向〕 2019年4月 当社取締役コンプライアンス・内部監査統括室担当 2019年6月 当社常勤監査役（現任）</p>	64,798 株
	<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由等) 当社の管理本部ならびに営業本部の業務に従事しており、ジェネリック医薬品業界の幅広い知見と豊富な経験を有しているため、当社における監査・監督の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		
2	<p>ほりひとし 堀仁志 (1953年7月27日生)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1982年8月 公認会計士登録 1985年9月 税理士登録 2002年8月 堀税理士法人代表社員（現任） 2005年2月 当社社外監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 堀税理士法人代表社員 公認会計士、税理士 ダイト株式会社社外取締役（監査等委員）</p>	4,500 株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由等) 公認会計士、税理士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を当社における監査・監督に活かしていたため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>さとう 孝 藤 孝 (1950年1月4日生)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1975年10月 扶桑監査法人入所 1979年3月 公認会計士登録 1997年8月 中央監査法人代表社員 2007年8月 あずさ監査法人代表社員 2012年6月 有限責任あずさ監査法人退所 2012年7月 公認会計士佐藤孝事務所所長(現任) 2012年9月 税理士登録 2014年6月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士佐藤孝事務所所長 公認会計士、税理士 岐阜信用金庫員外監事、中部鋼板株式会社社外取締役</p>	— 株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由等)</p> <p>公認会計士、税理士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を当社における監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀 仁志及び佐藤 孝の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀 仁志及び佐藤 孝の各氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれ社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって堀 仁志氏が15年4ヶ月、佐藤 孝氏が6年となります。
4. 堀 仁志及び佐藤 孝の各氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令で定める額に限定する契約を締結する予定であります。なお、堀 仁志及び佐藤 孝の各氏は社外監査役として、同様の契約を締結しております。
5. 当社は、堀 仁志及び佐藤 孝の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
はし 橋 もと ひろ のり 典 (1953年11月14日生)	1977年4月 株式会社富山銀行入行 2009年2月 同行理事富山支店長 2011年6月 同行取締役富山支店長 2014年6月 同行取締役審査部長 2017年6月 富山リース株式会社代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 富山リース株式会社代表取締役社長	－株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等) 金融機関及び企業経営者として培われた豊富な経験と高い見識を当社における監査・監督に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 橋本 広典氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 橋本 広典氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 橋本 広典氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令で定める額に限定する契約を締結する予定であります。  
4. 橋本 広典氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。



**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2007年2月27日開催の第42期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（内、社外取締役4名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) パソコン及び携帯電話により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

- (3) 議決権の行使期限は、2020年6月17日（水曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (4) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数またはパソコン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時00分～午後9時00分)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

イ. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時00分～午後5時00分 土日休日を除く)

#### 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

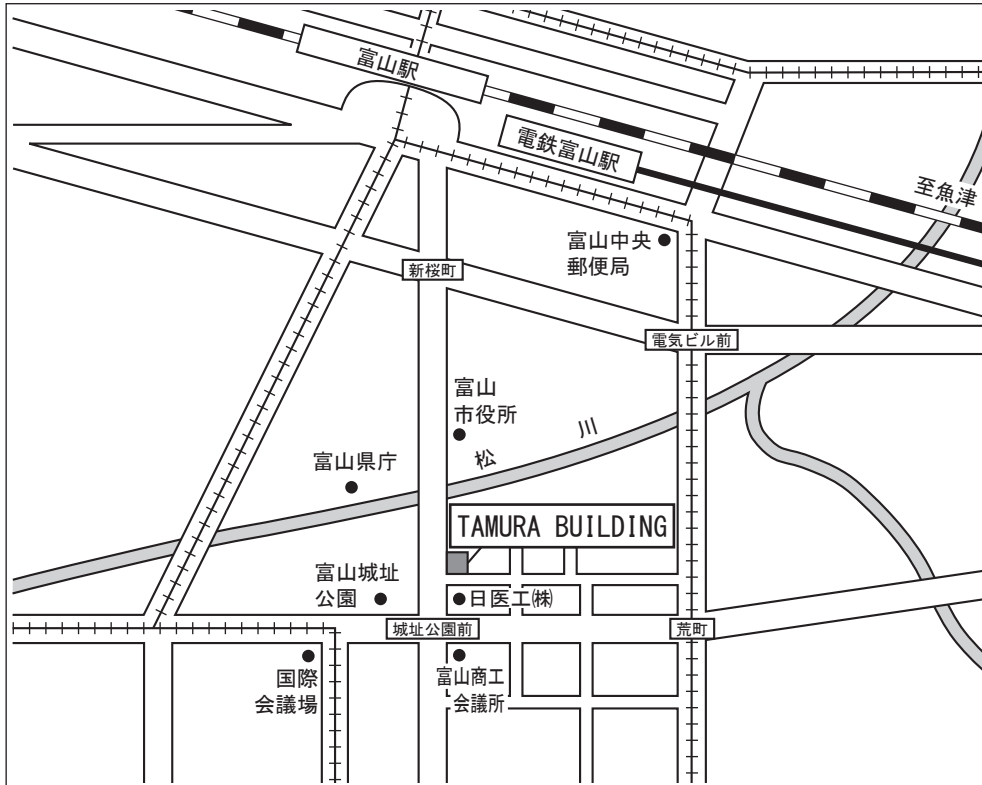






## 株主総会会場ご案内図

富山県富山市総曲輪一丁目5番24  
TAMURA BUILDING 1階



○JR富山駅より徒歩約15分

※ 会場には駐車場のご用意はございません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくこともご検討いただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。